



(iii) 交付先

銀行 足利銀行、栃木銀行

金庫 栃木信用金庫、農林中央金庫

農業協同組合 宇都宮農業協同組合他 14 農業協同組合

河内農業振興事務所 2 件計 19,580 千円、芳賀農業振興事務所 3 件計 35,750 千円及び那須農業振興事務所 3 件計 60,040 千円の合計 8 件 115,370 千円の貸付金を抽出して検証した。

(iv) 交付金額

上期（平成 23 年 1 月から平成 23 年 6 月） 48,729 千円

下期（平成 23 年 7 月から平成 23 年 12 月） 48,561 千円

ii 効果

認定農業者等が農業投資を行うために借り受ける資金について、利子補給を行うことにより借受者の金利負担を軽減し、借受資金の円滑な返済が行われる効果が期待される。

iii 検出事項

・認定農業者の所得制限（意見）

借入申込の添付書類である経営改善資金計画書を査閲したところ直近（平成 22 年）の経営状況として以下の所得を得ている借入申込者がいた。

認定農業者	農業所得
a	12,013 千円
b	12,899 千円
c	9,533 千円

上記の認定農業者の借入資金は全て認定農業者育成確保資金である。このように多額の農

業所得を得ている就農者も利子補給及び利子助成の対象者とされていることについて、国及び県の制度に則った施策ではあるとしても、一定の所得制限が設けられていないことに疑問を感じざるを得ない。国の施策の趣旨に反しない限りで所得制限を設けるべきである。

②農業信用基金協会特別準備金積立補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農業関係制度資金の融資について、原則として融資対象物件以外の担保や第三者保証人を必要としない機関保証を行う制度を確立するため、栃木県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が積立てる特別準備金の一部について県が補助することにより、制度資金の円滑化及び基金協会の財政基盤の強化を図る。

(ii) 交付先

基金協会

(iii) 交付金額

3,090 千円

ii 検出事項

特になし。

③農業経営基盤強化資金利子助成補助金

i 農業経営基盤強化資金の概要

農業経営基盤強化資金とは、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第1に規定された農業経営基盤強化資金をいう。具体的には、実施要綱第1において「本要綱は、効率的・安定的な経営体を目指して、農業経営基盤強化促進法等に基づく認定に係る農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に対して融通する長期資金である農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」という。）について定めるものである。」としている。

(i) 事業の内容

スーパーL資金を借受けた認定農業者が、農業経営改善計画の達成に資するためにスーパーL資金の利子に対して助成する補助事業である。

利子助成補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高（計算期間中の延滞額を除く毎日の最高残高の総和をその期間中の日数（365日）で除して得た額とする。）に対し、利子助成率を乗じて得た額とする。

利子助成率は、以下のとおりである。

- (ア) 農業者の借入金利負担を軽減するため、実施要綱に規定する貸付利率を 0%に引き下げるのに必要な額の 10 分の 1 に相当する額（但し、貸付利率を 0.25%引下げるのに必要な額を限度とする。）を貸付当初 5 年間、農業者に対して助成する。
- (イ) 資金の使途が栃木県内の農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地をいう。）の取得に係る者は、スーパー L 資金を、次の表の第 1 欄に掲げるスーパー L 資金の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げるスーパー F 資金に引き下げるのに必要な額に相当する額（1%に相当する額を上限とする。）を農業者に対して助成する。（使途が農地取得の場合はスーパー L 資金をスーパー F 資金と称する。）

スーパー L 資金	スーパー F 資金
1.2%	スーパー L 資金 - 0.2%
1.2%以上	1.0%

(ウ) 上記（ア）及び（イ）の実質金利については、別途知事が定める。

(ii) 交付先及び交付金額

（平成 23 年 1 月から平成 23 年 12 月）

金融機関名	交付金額（千円）	交付件数（件）
農林中央金庫	23,230	776
日本政策金融公庫	6,315	196
足利銀行	4,334	39
栃木銀行	1,333	20
三菱東京UFJ銀行	219	4
常陽銀行	68	2
横浜銀行	534	2
合計	36,036	1,039

ii 効果

認定農業者等が、経営改善を図るために借り入れるスーパー L 資金の金利負担を軽減するため有利子助成補助を行うことにより、借受資金の円滑な返済が進み農業経営改善計画の達成に資する効果が期待される。

iii 検出事項

那須及び上都賀農業振興事務所の農業経営基盤強化資金利子助成補助金対象となる貸付先のうち貸付金額が多額な先について抽出して検証した。

利子助成補助対象となるスーパー L 資金貸付申込の添付資料である経営改善資金計画書

を査閲したところ直近（a社平成22年6月期、b社平成23年3月期及びc社平成22年3月期）の経営状況及び利子助成額は以下のとおりである。

（単位：千円）

貸付先	当期利益 ①	減価償却 費②	償還財源 ①+②	支払利息	自己資本	現金預金	利子助 成額
a社	42,522	103,253	145,775	11,590	118,475	170,712	349
b社	92,526	76,312	168,838	44	472,107	1,605	165
c社	495	17,290	17,785	3,112	101,570	7,732	53

・利子助成の必要性（意見）

a社については、償還財源が潤沢にあり、また自己資本及び現金預金の蓄積も十分あって財務的には経営改善は進んでいるものと考えられる。利子助成としての要件をクリアしているとはいえ、償還財源が十分にあるこの様な優良企業にまで利子助成をする必要性に疑問を感じる。

b社についても、償還財源が潤沢にあり、自己資本も充実していると考えられる。b社は利子助成により、今後の支払利子負担も経営改善資金計画上は免除予定とされている。仮に利子負担を借入金の2%と予定しても今後のキャッシュフローで十分に賄えるくらいの収益力がある。a社と同じく、利子助成の必要性に疑問を感じる。

・経営改善資金計画に対する疑問（意見）

c社については、経営改善資金計画の資金の使いみちとして飼料費、素雛代等支払いが掲げられているが、これは実施要綱第3の2「貸付金の使途」の家畜・果樹の導入に当たり、具体的には「別紙」に掲げられている「家畜の購入・育成費」に該当するとされている。経営改善資金計画書の4「経営改善の視点」(2)「経営の改善を図るための事業内容」の④「経営改善のための計画の算出基礎」をみると、採卵鶏及び雛育成の二つについて実績と目標が記載されているが、どの項目も実績と同じ目標となっている。さらに(3)「計画が実行された場合に収益はどうなるか、融資返済は可能か」の利益計画表では1年目から5年目まで、売上高が毎期同額の499,220千円、税引後当期利益は毎期5,000千円を超える赤字となっている。償還財源については、5年間の償還財源56,566千円に対して償還金（元本）162,700千円の返済となり差引き106,134千円の資金不足が予定されているが、この資金不足は、今回のスーパーL資金の借入金1億円と現金預金の残高7,732千円で充当されるので解消されるとしている。この点については、復命書の中の「検討の概要」の質疑に記載されているとおりである。従って、今回の資金計画は、資金繰りの観点から見れば借入した資金をプールしておきそれを財源として返済計画を作成しており、いわゆる資金繰り償還計画ではないかという疑問が残る。

④新たな農協経営体制強化促進事業費補助金

i 事業の概要

新たな農協経営体制強化促進事業費補助金は、農業協同組合の営農指導体制の確立及び経営感覚に優れた人材の育成等に係る事業費用を一部補助し、地域農業の健全な発展を図ることを目的とした補助金である。

県が栃木県農業協同組合中央会（以下「JA 中央会」という。）へ交付している。

(i) 築くとちぎの営農・販売強化促進事業費補助金の内容

産地強化に向けた経営戦略構築やリーダーシップ発揮のための役員・管理職等を対象とした研修会、及び営農指導員の指導力強化のための研修会の実施を支援している。営農指導員とは、組合員のために農業の経営及び技術の向上に関する指導を専門に行う農協職員である。営農指導員の具体的な業務は、個別作物の技術・経営的な指導から、生産部会の組織化、さらには地域全体の行政と連携した地域農業の振興計画の策定及び実践、あるいは農業の担い手の育成確保、土地利用調整等である。

(ア) 経営戦略構築支援

経営戦略研修会の開催 (単位：千円)

実施時期	研修等名	事業内容	事業費
平成 23 年 8 月	非常勤役員研修会	経営管理の資質向上を図る研修会	501

(イ) 営農指導員マネジメント機能強化

a 経営改善指導強化研修会の開催 (単位：千円)

実施時期	研修等名	事業内容	事業費
平成 23 年 11 月	農業簿記基礎研修会	農業簿記等習得	
平成 23 年 12 月	農業税務研修会	農業青色申告等税務指導	687
平成 24 年 2 月	記帳代行担当者研修会	記帳代行システムの研修	

b 営農指導技術強化研修会の開催

実施時期	研修等名	事業内容	事業費
平成 23 年 4 月	生産履歴管理システム研修会	安全・安心対策の推進	
平成 23 年 7 月	営農指導初任者研修	営農指導員基礎技術の涵養	1,708
平成 23 年 8 月	生産履歴管理システム研修会	安全・安心対策の推進	

平成 23 年 12 月	営農指導員 2 級研修会	営農指導実践技術の習得	
-----------------	--------------	-------------	--

c 販売企画力向上研修会の開催

実施時期	研修等名	事業内容	事業費
平成 23 年 11 月	営農指導員 1 級研修会	販売企画力等の知識の涵養	740
平成 24 年 1 月	直売所対策研修会	地産地消と販売企画力の強化	

d 営農・販売スペシャリスト指導員の養成

実施時期	研修等名	事業内容	事業費
平成 23 年 6 月	営農指導員インストラクター研修会	営農指導員インストラクターの養成	89
a から d の事業費の合計			3, 225

築くとちぎの営農・販売強化促進事業費 (ア) と (イ) の合計	3, 727
----------------------------------	--------

(ii) 新たな協同の創造運営参画促進事業費補助金の内容

次代を担う農村女性・青年の農協経営や地域社会への参画促進を図るとともに、そうした人材育成を図るため実施した次の事業について支援を行っている。

(ア) 農村女性・青年の提案活動促進

a 農協運営活性化研修・懇談会の開催 (単位: 千円)

実施時期	研修等名	事業内容	事業費
平成 23 年 7 月	JA ユースセミナー	農協運営活性化に向けた提案活動の研修	292
平成 23 年 10 月	JA 青年部研修会の支援	農協運営活性化に向けた提案活動の研修	

b 女性理事交流会・運営参画セミナーの開催

実施時期	研修等名	事業内容	事業費
平成 24 年 1 月	女性運営参画研修会	女性理事の視点からの JA 事業活性化	365
a+b の事業費の合計			657

(イ) 農協経営参画人材育成

a 経営参画研修会の開催

(単位：千円)

実施時期	事業内容	事業費
平成 23 年 11 月	JA 栃木青年大会 優良活動事例発表等の自己研鑽の支援	705
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	企画検討会（JA 青年部）の支援	
平成 23 年 12 月	女性理事交流会	
平成 24 年 1 月	JA 全国女性大会への参加支援	
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	企画検討会（JA 女性会）の支援	

b リーダー養成研修会の開催

実施時期	事業内容	事業費
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	JA 青年部リーダーの資質向上	754
	全国、関東ブロック研修会等への参加支援 関東甲信越農青協幹部研修会への参加支援	
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	JA 女性会リーダーの資質向上	754
	全国、関東ブロック研修会等への参加支援 JA 女性会リーダー研修会への参加支援	
a + b の事業費の合計		1,460

新たな協同の創造運営参画促進事業費 (ア) と (イ) の合計	2,117
---------------------------------	-------

(iii) 交付先及び交付金額

築くとちぎの営農・販売強化促進事業費補助金

(単位：千円)

事業主体	補助事業に要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	JA 中央会	
JA 中央会	3,727	1,800	1,927	1/2 以内

新たな協同の創造運営参画促進事業費補助金

(単位：千円)

事業主体	補助事業に要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	JA 中央会	
JA 中央会	2,117	900	1,217	1/2 以内

ii 検出事項

・研修内容の理解度確認（意見）

農業簿記の基礎研修等が行われているが、受講者の理解度を確かめる確認テスト等が行われていない。本事業は、営農指導員の知識の涵養を目的とした補助対象事業である。補助金の有効性を高めるためにも、JA 中央会は講義内容についての理解度を確認し、県はその報告を受けるべきである。

・営農指導員 2 級試験の不合格者への県の対応（指摘事項）

営農指導員 1 級試験と 2 級試験の各農協別の合格者状況等は、以下のとおりである。

平成 23 年度営農指導員資格認定 1 級試験の結果 (単位：人)

農協名	受験者数	認証者数	合格率 (%)	科目合格者数
宇都宮	3	3	100	-
上都賀	-	-	-	-
はが野	1	1	100	-
下野	4	4	100	-
小山	-	-	-	-
佐野	-	-	-	-
足利市	2	2	100	-
塩野谷	2	2	100	-
那須野	3	2	66.6	1
那須南	-	-	-	-
合計	15	14	93.3	1

平成 23 年度営農指導員資格認定 2 級試験の結果

(単位：人)

農協名	受験者数	認証者数	合格率 (%)	科目合格者数	合格科目のない者数
宇都宮	7	5	71.4	2	-
上都賀	11	9	81.8	2	-
はが野	7	6	85.7	-	1
下野	7	6	85.7	1	-
小山	4	2	50	1	1
佐野	1	1	100	-	-
足利市	1	1	100	-	-
塩野谷	10	8	80	1	1

那須野	6	6	100	-	-
那須南	7	5	71.4	2	-
合計	61	49	80.3	9	3

上表のように、営農指導員2級試験の合格率が1級試験に比べ低い。小山農協、塩野谷農協及びはが野農協の受験者の中には、科目合格のない者もいる。本補助金は、講習等を開催しその関連支出を負担することに意義があるのではなく、営農指導員として資格を取得し生産者等の運営指導に役立つことに意義がある。受講者は、県の補助金を使い執務時間内で研修を行っているという自覚が必要である。JA中央会は不合格となった者について原因分析を行い、不合格者を出さないようにするための具体的な改善策を策定するとともに、県はそれらの報告を求めるべきである。

⑤農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金

i 事業の概要

東日本大震災により被害を受けた農業関連の共同利用施設の早期復旧と農協等における復旧工事費の負担軽減のため、一定の要件を満たす施設について、当事業活用により復旧を促進することを図る。具体的には、東日本大震災による被害を受けた農業関連の共同利用施設のうち、法令の要件を満たす施設で、1箇所の工事費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める告示地域内の施設にあっては13万円）以上の災害復旧に対して適用する。

当事業の補助金交付率は、以下のとおりである。

区分	採択限度額	補助率	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害	40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域	13万円以上	4/10
	その他の地域	40万円以上	3/10
			5/10

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金の交付を受けた事業主体及び復旧額等は、以下のとおりである。

(単位：千円)

事業主体	復旧施設名	復旧額	国庫補助金	各事業主体負担額
全国農業協同組合連合会	共同放牧施設	7,550	6,595	955
全国農業協同組合連合会 栃木県本部	種苗生産施設 他	25,213	12,446	12,767
酪農とちぎ農業協同組合	共同作業場 他	11,368	9,831	1,537
下野農業協同組合	共同作業場	3,376	1,608	1,768
小山農業協同組合	農林水産物倉庫	538	189	349
足利市農業協同組合	農林水産物処理加工施設	3,749	1,794	1,955
宇都宮農業協同組合	農林水産物処理加工施設 他	3,453	1,486	1,967
塩野谷農業協同組合	農林水産物倉庫	4,871	3,583	1,288
那須南農業協同組合	農林水産物倉庫 他	10,480	8,451	2,029
那須野農業協同組合	農林水産物倉庫 他	2,313	1,480	833
はが野農業協同組合	農林水産物倉庫 他	90,224	62,062	28,162
合計		163,135	109,525	53,610

上記のうち、全国農業協同組合連合会栃木県本部が事業主体となった補助対象事業を以下に記載する。

・園芸種苗総合センター

(単位：千円)

区分	復旧額
a 建物工事	757
b 設備工事	2,065
c 査定対象事業費 (a+b、千円未満切捨)	2,823
d 共済金	-
補助対象事業費 (c-d、千円未満切捨)	2,823

(単位：千円)

事業主体	補助事業に要する経費	負担区分		補助率
		国庫補助金	全国農業協同組合連合会栃木県本部	
全国農業協同組合連合会栃木県本部	2,823	1,331	1,492	40万円まで 3/10 40万円超え 5/10

- ・パールライス部精米工場

復旧事業実績 (単位：千円)

区分	復旧額
a 建物工事	32,907
b 設備工事	16,260
c 査定対象事業費 (a+b、千円未満切捨)	49,167
d 共済金	26,776
補助対象事業費 (c-d、千円未満切捨)	22,390

(単位：千円)

事業主体	補助事業に要する経費	負担区分		補助率
		国庫補助金	全国農業協同組合連合会栃木県本部	
全国農業協同組合連合会栃木県本部	22,390	11,115	11,275	40万円まで 3/10 40万円超え 5/10

ii 検出事項

- ・3社による見積り合わせのない事業（意見）

本補助金の交付を受けた44事業のうち、35事業（約80%）が3社見積りによる事業計画を立てて復旧事業を実施しているが残り9事業については、3社見積りを行っていない。3社見積り合わせを行わない場合には、補助金対象となる査定事業費が1割減額となる。県は査定事業費の減額要件について各事業者に説明を行っており、災害復旧による緊急性があったために3社見積り合わせが行えなかった等の事情は理解できる。しかし、9事業についても3社見積りを行い、少しでも復旧事業費を削減するよう検討すべきであった。

⑥農産物マーケティング推進事業費補助金

i 事業の概要

(i) とちぎブランド推進事業費補助金の内容

とちぎブランド推進事業費補助金は、統一口ゴマーク等の普及、多様な“とちぎブランド”を確立するための新たな品目の発掘・育成等のための協会の窓口設置、及び県内各地域や県外での“とちぎブランド”PR活動を支援することを目的とした補助金である。補助金は、県が社団法人とちぎ農産物マーケティング協会（以下「マーケティング協会」という。）へ交付している。

(単位：千円)

区分	事業内容	事業費
ブランド育成窓口の設置	統一口ゴマーク、キャッチコピーの普及推進にむけたPR活動 ブランド育成窓口の設置	3,417
“とちぎブランド”向上対策	とちぎブランド検討会の開催 消費者ニーズに対応した農産物販売のPR	677
地域の農産物ブランド化支援	地域の特色ある農産物の掘り起こし及び認証制度の実施 ブランド化アドバイザーの設置、派遣 8 地域マーケティング協議会の設置、交付	1,912
県外へのブランド PR 及び販路開拓活動支援	首都圏等の流通団体への活動支援	802
合計		6,808

とちぎブランド推進事業に関する支出金額の主な項目は、以下のとおりである。

(単位：千円)

支出年月日	内容	支出先	金額
平成 23 年 7 月 28 日	平成 23 年度 販路開拓活動助成	関連 4 団体	800
平成 24 年 3 月 22 日	臨時職員人件費	臨時職員	1,965
平成 24 年 3 月 26 日	平成 23 年度旬とちぎ冊子作成代	広告代理店	840
その他 37 件			3,203
合計			6,808

(ii) とちぎブランド消費宣伝事業費補助金の内容

とちぎブランド消費宣伝事業費補助金は、米、野菜、果実、畜産物他を一体化した総合的な消費拡大、情報発信、宣伝活動等に係る事業経費を一部補助し、県産農産物全体のイメージアップ及び販路拡大を目的とした補助金である。補助金は、県がマーケティング協

会へ交付している。

(単位：千円)

区分	事業内容	事業費
とちぎブランド農産物情報発信	ホームページ、情報誌等による県産農産物の情報発信 ラッピングバス広告の実施	2,164
とちぎまるごと農産物の紹介	各種イベントへの出展及び県内消費者を対象とした県産農産物のPR	6,194
合計		8,358

とちぎブランド消費宣伝事業に関する支出金額の主な項目は、以下のとおりである。

(単位：千円)

支出年月日	内容	支出先	金額
平成23年5月27日	とちぎ食と農のふれあいフェア負担金	実行委員会	650
平成23年11月21日	うつのみや食肉市場まつり負担金	実行委員会	1,200
平成23年12月2日	とちぎ米PRバス広告掲載料	広告会社	1,080
その他 47件			5,427
合計			8,358

(iii) 身近な“とちぎの食材”活用推進事業費補助金の内容

身近な“とちぎの食材”活用推進事業費補助金は、実需者との商談や意見交換会の開催費用の一部を補助し、地産地消や販路拡大はもとより、生産者と実需者の連携による地域産業の発展を図ることを目的とした補助金である。補助金は、県がマーケティング協会へ交付している。

(単位：千円)

区分	事業内容	事業費
身近なとちぎの食材に関する情報交換会の開催	県内実需者の県産農産物利用拡大及び产地へのニーズ把握のための情報交換会	2,054

身近な“とちぎの食材”活用推進事業に関する支出金額の主な項目は、以下のとおりである。

(単位：千円)

支出年月日	内容	支出先	金額
平成23年8月10日	展示商談会マロニエプラザ使用料	施設管理会社	384
平成23年12月8日	展示商談会マロニエプラザ使用料	施設管理会社	307

平成 24 年 2 月 27 日	展示商談会企画・設計・施工代	デザイン会社	1, 361
その他 3 件			0
合計			2, 054

(iv) 組織管理指導事業費補助金の内容

組織管理指導事業費補助金は、マーケティング対策を推進・指導する管理者の人事費を補助し、マーケティング協会の事業の充実を図ることを目的とした補助金である。補助金は、県がマーケティング協会へ交付している。

具体的には、県OB職員をマーケティング協会が再雇用し、1年分の給与及びマーケティング協会が1年間に負担する社会保険料の総額を、全額補助金として交付している。

(単位：千円)

区分	事業内容	事業費
組織管理指導事業	マーケティング対策を実施するための協会管理者 1名の設置	5, 098

組織管理指導事業に関する支出金額の明細は、以下のとおりである。

(単位：千円)

支出年月日	内容	金額
平成 23 年 4 月～ 平成 24 年 3 月	給与 月額 320, 120 円×12箇月分	3, 841
平成 23 年 8 月 1 日 平成 23 年 12 月 15 日	夏季賞与 297, 375 円 冬季賞与 343, 125 円 合計 640, 500 円	640
平成 23 年 5 月～9 月	健康保険・厚生年金 月額 43, 677 円（6 月分は 43, 676 円） 夏季賞与分 40, 537 円	258
平成 23 年 10 月～ 平成 24 年 4 月	健康保険・厚生年金 月額 44, 243 円 冬季賞与分 47, 424 円	312
平成 24 年 5 月 1 日	健康保険・厚生年金	45
合計（全額県補助金として支出）		5, 098

(v) 交付先及び交付金額

とちぎブランド推進事業費補助金

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	マーケティング協会	
マーケティング協会	6, 808	2, 218	4, 590	1/3 以内

「とちぎブランド消費宣伝事業費補助金」

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	マーケティング協会	
マーケティング協会	8,358	2,694	5,664	1/3 以内

「身边な“とちぎの食材”活用推進事業費補助金」

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	マーケティング協会	
マーケティング協会	2,054	539	1,515	1/3 以内

「組織管理指導事業費補助金」

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	マーケティング協会	
マーケティング協会	5,098	5,098	0	定額

ii 検出事項

・展示商談会の評価（意見）

展示商談会について来場者アンケートによると、満足度で「とても満足」と「満足」の割合合計が、約 75.5%を占め概ね好評であった。しかしアンケートの自由意見では、担当者がブースに不在であった、試食ができなかった、ダミー品展示などで詳しい説明が受けられなかった、青果物が少ない印象を受けた等の意見も見られた。

一方、出店企業アンケートでも展示商談会の評価について、満足度で「とても満足」と「満足」の割合合計が、約 79.6%を占め概ね好評であった。しかし、アンケートの自由意見では、混雑して歩きにくい、出店ブースが狭く展示に苦労した、飲食関係のお客様が少なく感じた等の意見も見られた。

今後、展示商談会の開催にはこれらの意見を取り入れて実施することが望まれる。

・日勤記録と執務記録の作成（指摘事項）

補助金の対象となる事業の管理者（以下「管理者」という。）の行動予定表はパソコンの表計算ソフトで作成されているが、出勤簿やタイムレコーダー等の執務時間の記録、日報等日々の業務内容の記録簿の作成がされていない。管理者は、外部で行われるイベント等へも出席しているが、出席の確認はイベント等の参加者名簿に記載があるだけであり、他に確認のできる記録はない。また、県も管理者の業務記録の定期的な提出や報告を求めていない。

管理者は、常勤者でありマーケティング協会は、管理者に関する日々の業務記録簿等を残して、県はそれらの内容を精査すべきである。その上で事業内容に見合う補助金であるかの検討を行うべきである。

⑦とちぎブランド農作物等輸出促進事業費補助金

i 事業の概要

とちぎブランド農作物等輸出促進事業費補助金は、アジア地域を中心とした海外消費宣伝、見本市への出展及び県育成品種の保護対策を目的とした商標登録等に係る経費を補助し、本県農産物の海外における販路の拡大とブランド力の強化を目的とする補助金である。

(i) とちぎブランド農作物等輸出促進事業費補助金の内容

栃木県産農産物等の輸出実績 (単位 : kg)

品目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(※)
米	12,660	18,950	27,260	10,000
なし	11,130	3,390	2,135	—
いちご	450	590	951	57
ぶどう	1,768	1,322	745	—
野菜類	1,518	1,342	208	—
とちぎ和牛	3,946	3,579	800	—
ヨーグルト	—	88	—	—
輸出金額(万円)	3,943	3,282	1,597	2,586
輸出先	香港、タイ、シンガポール、米国、ロシア、中国	香港、タイ、シンガポール、米国、ロシア、中国、UAE、台湾	香港、タイ、シンガポール、米国、ロシア、UAE、マレーシア	香港、タイ

(※) 平成 23 年度は、東日本大震災の影響で輸出が激減している。

輸出推進支援事業に関する支出金額の主な項目は、以下のとおりである。

(単位 : 千円)

支出年月日	内容	支出先	金額
平成 23 年 12 月 8 日	とちおとめ海外 PR 用資材作製代	デザイン会社	349
平成 23 年 12 月 27 日	栃木県産なすひかり海外 PR 用資材作製代	農業団体	735
平成 24 年 3 月 1 日	展示商談会輸出促進コーナー設置費用	デザイン会社	367
その他 62 件			3,293
合計			4,745

ブランド保護対策事業に関する支出金額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

支出年月日	内容	金額
平成 23 年 9 月 2 日	とちぎ和牛商標登録申請費	258

(ii) 交付先及び交付金額

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	事業主体	
マーケティング協会	4,745	2,370	2,375	1/2 以内
	258	240	18	定額
全国農業協同組合 連合会栃木県本部	197	94	103	1/2 以内
合計	5,201	2,704	2,497	

ii 検出事項

特になし。

⑧卸売市場施設災害復旧事業費補助金

i 事業の概要

卸売市場施設災害復旧事業費補助金は、大震災により被害を受けた卸売市場施設の災害復旧に要する経費を補助することを目的とする。

交付対象は、農業・食品産業強化対策整備費補助金交付要綱、卸売市場施設災害復旧事業実施要綱に基づき実施する卸売市場施設の災害復旧工事費及び応急仮工事費、調査設計費及び付帯事務費である。

平成 23 年度は、公設芳賀地方卸売市場（真岡市）の災害復旧事業が実施された。復旧工事は早急に生鮮食品等の安定的な供給体制を確保する必要があり、場内に給水するための仮設の配管工事、落下の危険のあった高架水槽の解体撤去を行うとともに、給水設備本体の復旧を行った。復旧工事の内容等は、以下の表のとおりである。

(単位：千円)

復旧工事名	着工年月日	竣工年月日	復旧事業費
給水配管仮設工事	平成 23 年 3 月 14 日	平成 23 年 3 月 14 日	349
高架水槽撤去解体工事	平成 23 年 3 月 25 日	平成 23 年 3 月 25 日	207
給水設備改修工事	平成 23 年 12 月 2 日	平成 24 年 1 月 30 日	2,457

調査設計費	平成 23 年 7 月 20 日	平成 23 年 8 月 12 日	197
	合計		3, 210

(単位 : 千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		国庫補助金	芳賀地区広域行政事務組合	
芳賀地区広域行政事務組合	3, 210	1, 603		1/2 以内

ii 検出事項

・ 設計業務の見積内訳の積算（指摘事項）

外部委託した設計業務の見積内訳書では、直接人件費の内訳として業務の人員日数に「難易度」、「細分率」、「依頼度」が積算してある。その内容と算出根拠について県の担当者に説明を求めたが、明確でなかった。県は、「難易度」、「細分率」、「依頼度」等について細やかな確認検査を行うべきである。

⑨食品流通等対策事業費補助金

i 事業の概要

食品流通等対策事業費補助金は、県内食品産業に対する技術・経営指導の促進、及び食品産業の発意と創意工夫に基づく地域農業との食農連携の強化に係る事業費の一部を補助し、県内農産物を活用した新たな地域食品の開発に向けた取組を支援することを目的とした補助金である。補助金の具体的な内容は、県OB職員を社団法人栃木県食品産業協会（以下「食品産業協会」という。）が再雇用し、その給与及び食品産業協会負担分の社会保険料の総額を、全額補助金として交付している。

事業費の支出内訳は、以下のとおりである。

(単位 : 千円)

事業量	事業費
給与手当	3, 186
通勤手当	391
保険料等	508
合計	4, 086

(単位 : 千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	食品産業協会	
食品産業協会	4, 086	4, 085	0	定額

ii 検出事項

・就業規則の遵守と労務管理（指摘事項）

食品産業協会には就業規則が定められており、出勤簿の作成、欠勤届、休暇願の作成や提出が義務付けられている。しかし県OB職員も含めて職員全体が、それらの作成をしていない。労務管理の記録として唯一休暇承認簿が作成されているが、振替休暇がいつの分の振替休暇なのか不明確で、記載内容も不十分であった。

食品産業協会は、就業規則を遵守し労務管理に関する諸記録簿やタイムレコーダー等による労働時間の記録と管理、諸届の履行をすべきである。県はOB職員について、それらの帳簿等定期的な閲覧検査をし、勤務状態や日常の業務内容を精査すべきである。さらに業務内容の報告と補助金がその内容に見合うかの検討を行うべきである。

・有給休暇取得日数と定額給与（指摘事項）

食品産業協会には有給休暇基準が定められている。それによると、年次休暇が年間20日以内、業務外の傷病は180日以内、夏期休暇が7月～9月までの期間に6日間等と県職員の休暇基準とほぼ同一の規定になっている。休暇承認簿によると、県OB職員はこの規定に準拠して平成23年度中に傷病休暇を含めて32日間の休暇を取得している。1ヶ月の平均勤務日数が約20日程であり、年間休暇取得が約2ヶ月弱に相当する。

県OB職員は、労務規定の範囲で有給休暇取得をしており有給休暇基準への違反はないが、補助金の有効性を欠いている。県は、平成24年度OB報酬の基準月額を規定してそれに基づいて給与水準を定め、補助金を交付しているが、定額の月給ではなく勤務状態に応じた日給制を検討すべきである。

⑩県産農産物等需要創出促進事業費補助金

i 事業の概要

県産農産物等需要創出促進事業費補助金は、多種多様なマーケティング手法による県産農産物の新たな需要創出と知名度向上、及び県産食材を使用した加工食品等の調査・検討や販路開拓のための事業費を一部補助し、フードバレーとちぎの実現を図ることを目的とする補助金である。

(i) 県産食材利用促進事業費補助金の内容

県内の飲食店舗検索サイト「栃ナビ！」を利用し、サイトへ登録している店舗へ県産食材の情報提供、及び飲食店等と産地のマッチングを支援し、サイトを閲覧している飲食店及び消費者への県産食材のPR及び利用促進を図るための補助金である。

(ii) 観光地向け県産食材マッチング事業費補助金の内容

実需者のニーズにあった、県産農産物の安定供給体制づくりを支援するための補助金で

ある。

平成 23 年度においては、以下の活動を支援している。

実施内容	実施時期及び場所等
県産農産物供給について、検討会の実施	平成 23 年 6 月 25 日～26 日 鬼怒川地区
地元食材の流通について、キーステーションの設置について検討	平成 23 年 9 月 28 日 塩原温泉旅館組合
県産農産物の情報提供や、震災後の状況等の情報交換の実施	15 回 那須地区・上都賀地区
県内農産物の生産状況についての研修会の実施	平成 23 年 11 月 30 日 塩谷南那須地区

(iii) とちぎの旬彩店推進事業費補助金の内容

とちぎの旬彩店の周知や認定等、とちぎの旬彩店制度の普及拡大を支援した。また、食材サンプルを提供し、県内農産物の利用促進及び情報提供を行う事業について支援するための補助金である。

実施内容	実施時期及び場所等
とちぎの旬彩店の制度内容周知や県産農産物情報パンフレット等の発信	通年 県外
旬彩店の認定及び認定証の発行	新規登録 18 店舗 県外
協会WEBサイトとちぎ旬彩店ページ更新	通年
地域の特徴ある農産物や旬の食材サンプルを提供し、利用促進や市場物流等情報提供の実施	通年 県外

(iv) 食のサテライト事業費補助金の内容

首都圏のホテルや駅、イベント会場にて県産農産物を使用したメニューの提供等の実施及び首都圏のホテル等のシェフを対象とした産地視察交流会を支援し、県産農産物の理解と利用を促すための補助金である。

実施内容	実施時期及び場所等
池袋サンシャインシティ 「大好き！栃木県産とちおとめフェア」	平成 23 年 4 月 25 日～27 日 東京都

銀座ラトゥール とちぎ厳選メニューフェア 「とちぎ和牛」、「とちおとめ」	平成 23 年 12 月 1 日～27 日 平成 24 年 2 月 1 日～29 日 東京都
東武ホテルレバント東京 「とちぎのうまいもの再発見！情報交換会」	平成 24 年 2 月 28 日 東京都
パレスホテル大宮 「栃木路フェア」	平成 24 年 3 月 1 日～4 月 30 日 埼玉県
産地視察交流会 「とちぎのうまいもの再発見！冬」	平成 23 年 12 月 9 日 那須地区
産地視察交流会 「とちぎのうまいもの再発見！春」	平成 24 年 2 月 2 日 下都賀地区

(v) 交付金及び交付金額

県産食材利用促進事業費補助金

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	マーケティング協会	
マーケティング協会	1,596	798	798	1/2 以内

観光地向け県産食材マッチング事業費補助金

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	マーケティング協会	
マーケティング協会	728	364	364	1/2 以内

とちぎの旬彩店推進事業費補助金

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	マーケティング協会	
マーケティング協会	1,236	618	618	1/2 以内

食のサテライト事業費補助金

(単位：千円)

事業主体	補助事業に 要する経費	負担区分		補助率
		県補助金	マーケティング協会	
マーケティング協会	1,859	927	932	1/2 以内

ii 検出事項

- ・交通費の負担（意見）

産地視察交流会では、東京都と埼玉県の司厨士会の研修を兼ねて那須地区や下都賀地区へ産地視察を行っており、交通費（バス代）を司厨士会と半額ずつ負担し、現地視察に要する交通費負担を軽減している。

現状では、負担した交通費が、食材費よりも多額となっている。現地視察を行うには、首都圏から栃木まで交通費が必要となり、負担にも理解が出来るが、事業経費は食材の購入代金に充てたほうがより効果が高いと思われる。今後、司厨士会に交通費を全額負担頂き、補助金は食材の購入代金に充てることも検討すべきである。

⑪ 地域放射性物質分析事業費補助金

i 事業の概要

（i）事業の内容

地域放射性物質分析事業費補助金は、放射性物質分析機器の整備及び農畜産物・土壌のサンプリング・分析実施に要する経費を補助し、地域間の比較及び品種間の比較による複数の組み合わせの類型データを整備し、放射性物質による影響を的確に検証することを目的とした補助金である。

市町、農業協同組合、JA中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部及び知事が特に認められる団体が、消費・安全対策交付金実施要綱及び要領に基づき実施する次に掲げる事業に要する経費が補助対象となる。

・放射性物質による農畜産物・土壌への影響調査の実施

サンプリング及び分析費用が対象である。調査対象は主にネギやいちごといった農産物で、放射性物質ヨウ素、セシウムの検出値の調査を行う。

・検査機器の整備

LB2045γスペクトロメーター等の検査機器の設置及び整備費用である。

（ii）交付先及び交付金額

（単位：千円）

事業主体	内容	事業費	国庫 補助金	補助率
那須野農業協同組合	農産物・土壌等への影響調査 65類型、78検体 検査機器の整備	3,054	1,525	1/2以内
大田原市	農産物・土壌等への影響調査 7類型、19検体 検査機器の整備	2,655	1,327	1/2以内
宇都宮農業協同組合	農産物・土壌等への影響調査 58類型、78検体 検査機器の整備	2,796	1,331	1/2以内

下野農業協同組合	農産物・土壌等への影響調査 44類型、63検体 検査機器の整備	2,730	1,300	1/2以内
那須町	農産物・土壌等への影響調査 10類型、50検体 検査機器の整備	2,722	1,360	1/2以内
矢板市	農産物・土壌等への影響調査 8類型、19検体 検査機器の整備	3,457	1,728	1/2以内
さくら市	農産物・土壌等への影響調査 6類型、18検体 検査機器の整備	4,885	2,400	1/2以内
合計		22,299	10,971	

ii 検出事項

- 補助金決定通知書の起案文書（通知控）の日付等の欠落（意見）

宇都宮農協、下野農協、大田原市、及び那須町に対する補助金交付決定通知書の起案文書（通知（控））について、決定の日付、書類番号の記載がなかった。早急な決定通知手続が必要だったことは理解できるが、県は書類の記載に必要な事項を網羅すべきである。

- サンプルの無償提供の記載（意見）

下野農協から県への補助金変更承認申請書では、事業費の変更を申請しているが、変更の理由では「サンプル実施せず」との記載がある。この点についてサンプル実施の有無を県の担当者に質問した。回答によるとサンプルは無償提供を受け、実施しているとのことであった。現状の補助金変更承認申請書の記載では、実施をしていないとの誤解を与える。県は事業主体である下野農協に対して、サンプルについては無償提供を受けた旨の記載に改めるよう指導するとともに、記載内容について十分に精査すべきである。

(4) 経営技術課

①経営安定対策支援事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農業の持続的かつ安定的な発展のため、意欲と能力のある生産者を認定農業者として確保、育成するとともに、地域の合意の下に組織化された集落営農組織等の育成を通して、担い手への農地の集積を推進する必要がある。こうした担い手の確保や水田経営所得安定対策を推進するため、栃木県担い手育成総合支援協議会（以下「協議会」という。）の体制を強化し、市町担い手育成総合支援協議会や関係機関、団体と連携し、担い手の確保、育成を図っている。

具体的には、以下のような事業を実施している。

- ・ワンストップ支援窓口及び共同事務局の設置運営を行う。
- ・担い手アクションサポートチームの設置運営を行う。
- ・集落営農の法人化や運営等の指導するための研修会や交流会を開催する。
- ・担い手育成関係会議等を開催する。

(ii) 交付先

協議会に 2,000 千円の補助金を交付している。

(iii) 交付金額

2,000 千円

ii 検出事項

特になし。

②地域農業担い手組織育成事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

集落営農の組織化、法人化や、農業団体等が参画する土地利用型農業法人設立支援に要する経費を助成する事業である。

(ii) 交付先及び交付金額

11 の農業協同組合に合計 2,147 千円の補助金を交付している。以下の一覧表参照。

平成23年度地域農業担い手組織育成事業実績

(単位:千円)

農業振興事務所	事業実施主体	(1) 集落営農組織化支援事業		(2) 集落営農組織法人化支援事業		(3) 農業団体等参画型法人設立支援事業		合計	
		総事業費	うち 県補助金 (1/3以内)	総事業費	うち 県補助金 (1/3以内)	総事業費	うち 県補助金 (1/2以内)	総事業費	補助金
河内	JA 宇都宮	312	100	-	-	874	416	1,186	516
上都賀	JA 上都賀	183	50	476	150	-	-	659	200
芳賀	JA はが野	49	10	306	90	-	-	356	100
下都賀	JA 宇都宮	-	-	174	55	-	-	174	55
	JA おやま	108	35	441	130	-	-	550	165
	JA しもつけ	331	105	435	135	223	106	990	346
	小計	439	140	1,052	320	223	106	1,715	566
塩谷南那須	JA しおのや	85	26	406	124	-	-	492	150
	JA なす南	759	240	404	127	-	-	1,164	367
	小計	844	266	811	251	-	-	1,656	517
那須	JA なすの	387	120	102	30	-	-	489	150
安足	JA 足利	122	38	32	10	-	-	154	48
	JA 佐野	160	50	-	-	-	-	160	50
	小計	282	88	32	10	-	-	314	98
合計		2,499	774	2,781	851	1,097	522	6,379	2,147

ii 検出事項

特になし。

③農地保有合理化促進対策費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農地の流動化を促進し、担い手の経営規模の拡大を図るため、公益財団法人栃木県農業振興公社（以下「農業振興公社」という。）が行う農地保有合理化事業に対し助成をする事業である。

農業経営基盤強化促進法では農地保有合理化事業として以下の 4 つの事業を定めている。

- ・農地売買等事業

農用地等を買入れ又は借り入れて、売渡しまたは貸付ける。

- ・農地信託等事業

農用地の売渡しを目的とする信託を引受け、評価額の一部に相当する金額を無利子で貸付たり、農用地を貸付の方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う。

- ・農業生産法人出資育成事業

農業振興公社が買入れた農地を農業生産法人に現物出資又は金銭出資を行い、付与された持分を法人の構成員に計画的に譲渡する。

- ・研修等事業

農業振興公社が買入れ又は借り入れた農地を利用して、新規就農者等に対する農業技術や経営等の研修を行う。

(ii) 交付先及び交付金額

農地保有合理化事業を行う農業振興公社の組織体制強化費及び農地保有合理化事業の業務費として、農業振興公社に 31,555 千円が補助金として交付されている。

ii 効果

平成 23 年度では、141 件 72.4 ヘクタール (ha) の農地を買入れする一方、124 件 69.5ha の農地の売渡しを行っている。また、新たに 1 件 8.0ha の農地の貸付を行っている。

iii 検出事項

・補助対象経費の振替（指摘事項）

農業振興公社は一般業務費 52,541 千円の内、農地保有合理化促進対策事業の対象経費として 35,666 千円を報告している。この一般業務費を補助事業対象経費に振分けする資料を検証したところ、給与を全額補助対象経費としている嘱託職員の法定福利費を全額補助対象外経費にしていたり、振分けする割合も職員により異なっており適切な振替が行われていなかった。一定の合理的な基準を用いて振分けを実施すべきである。

④意欲ある新規就農者の確保育成事業費補助金

i 事業の概要

(i) 事業の内容

農業従事者の減少、高齢化が進行している中、次代の農業を担う新規就農者の確保が急務となっている。

この事業は、ホームページ等による就農促進啓発活動や青年から中高年までの幅広い新規就農希望者を対象とした就農相談会や新規就農セミナー等を実施するとともに、就農支援情報の収集、蓄積、提供や就農支援資金の貸付け等を行うことで就農希望者が円滑に就農できる環境整備を行うことを目的とする。

具体的な活動実績は、以下のとおりである。

・新規就農相談センター就農促進啓発事業

農業振興公社と栃木県農業会議内に新規就農相談センターを設置して、就農相談窓口の一元化を図るとともに、以下のような就農促進活動を行っている。

農業振興公社

活動の内容	相談人数・作成部数等	備考
就農相談会	開催回数 相談件数	9回 245件
新規参入フォーラム	開催回数 出席者	2回 128人
ガイドブックの作成・配布	ガイドブック作成部数	2,000部
とちぎで農業を始めようキャンペーン	新聞広告掲載	5回
推進パンフレットの作成・配布	パンフレット作成部数	1,000部
ホームページによるPR	ホームページ	20頁更新

栃木県農業会議

活動の内容	相談人数・作成部数等	備考
新規就農相談会 in とちぎ 2011 の開催	開催回数 相談件数	5回 71件
全国新規就農相談会 (新・農業人フェア等)への参加	開催回数 相談件数	5回 86件
とちぎ再就職支援合同面接会 (新規就農相談会)への参加	開催回数 相談件数	4回 9件
とちぎ農業未来塾(農業大学校)への 協力(就農相談会等)参加	開催回数 相談件数	2回 10件